

## 令和7年度伊勢原市民文化会館運営審議会第3回会議録

〔事務局〕 市民生活部市民協働課市民文化会館担当

〔開催日時〕 令和8年3月24日（火）午後5時30分から午後7時30分

〔開催場所〕 伊勢原市民文化会館練習室2

〔出席委員〕 5名 ※欠席委員5名

青木委員

北村委員

竹内委員

鶴田委員

檜垣委員

阿部委員（欠席）

大津委員（欠席）

古宮委員（欠席）

中村委員（欠席）

森本委員（欠席）

〔事務局職員〕

河原 康二（市民生活部長）

稲葉 一弘（市民協働課市民文化会館担当課長）

都竹 新平（市民協働課市民文化会館係長）

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0名

《議事の経過》

1 議題

- (1) 前回までの会議のふりかえり等について
- (2) 市民文化会館使用料の改正案について

2 その他

※質疑応答・意見等は別紙のとおり

## 1 議題

(1) 前回までの会議のふりかえり等について

(2) 市民文化会館使用料の改正案について

※(1)、(2)については関連事項のため、一括して事務局より説明を行った。

### [意見]

(使用料改定に関すること)

・平成10年度以降、料金改定がなされていないことから、どうしても突然の値上と感じてしまう。改定を1度で終わらせようとせず、今後も段階的かつ定期的に使用料を見直す会議体を継続するべきである。

・事務局の示した案1～3の中から選択せず、審議会から案4として望ましい使用料を示すことも検討したい。

・次回の審議会では、段階的な改定と定期的な使用料改定のタイミングをセットにした事務局案を再度提示してもらいたい。

(答申に関すること)

・使用料改定には根拠が必要ということは理解できるが、市に言われたとおりの値上げをして終わり、とはならないよう、審議会として議論した内容や、今後の使用料改定に関する提言などを答申の中に残しておきたい。

・今後も継続的に運営審議会を実施し、定期的な使用料見直しに提言できるような仕組みについても盛り込みたい。

(その他)

・今後、委員改選などがある場合は、会計や財務の学識者も委員に含めて検討を進めるべきである。

	質 問	回 答
1	受益者負担の適正化が為されていない場合、困るのは誰なのか。市長が選挙で困るということか。市民にはどのような影響があるのか。	・市民文化会館の運営・維持管理経費として税金が投入されている以上、施設を使う人と全く使わない人の中での不公平が生じるため、応分の負担に近づけたいという考えである。市民文化会館に投入する税金が減れば、その他の市民サービスに充てられるということになる。
	消防や救急車も、使う人もいれば使わない人もいるが、これも税金を充てているが、違いはあるのか。	・税金が充てられているという点では同じだが、消防や救急などの市民の命に係わるような市民サービ

		<p>スは、社会の安全維持という基礎的な考えであり、市町村の義務であるため、受益者負担を求めるものではない。一方で、市民文化会館は、使いたい人が選択して使うという観点から、応分の負担をいただくものである。</p>
	<p>サントリーホールのような大型施設と料金を比較しても意味がないのではないか。</p>	<p>・民間の類似施設については、黒字化を図っていくことが前提であるため、利用料金の大小はあるが、公共サービスを提供する公共施設と比較した場合は、当然、民間施設の方が価格設定が高くなる。民間の相場感を説明するために、参考として資料に載せたものである。</p>
	<p>検討にあたって自治体の人口は、加味しているのか。</p>	<p>・施設規模や1席あたりの料金単価をもとに各自治体と比較しているため、人口を料金設定の根拠とはしていない。</p>
	<p>市内・市外で使用料に差はつけるのか。</p>	<p>・使用料に差をつけることは、現時点では考えていない。ホールなどの利用予約可能時期に1ヶ月差をつけることで、市民利用を優遇している。</p>
	<p>伊勢原市民文化会館の使用料を上げて、例えば小田原市や大和市と同水準の価格帯になった場合に、設備や利便性を比較すると、伊勢原市は施設としての魅力が足りず、見劣りしてしまうのではないか。利用者数が減ってしまう想定はしていないのか。</p>	<p>・近隣の使用料水準に近づくということであるため、使用料改定による利用者数の減は想定していない。 ・本施設について多くの方に利用いただけるよう施設の魅力アピールしていく必要性は、課題として捉えており、今後も、施設の魅力向上に努めていきたい。</p>
	<p>事務局から示された3案以外に、審議会として適正と思われる案を答申として提案することは可能か。</p>	<p>・審議会としての合意があれば可能である。ただし、市が今後条例改正をしていくにあたっては、改定の根拠を明確にする必要があるため、</p>

## 別紙

		答申案をそのまま採用という形になるかはわからないことにご留意頂きたい。
--	--	-------------------------------------

以 上